

## 函館市奨学生審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 函館市奨学金支給条例第4条の規定による奨学生の選定および函館市育英金支給条例第4条の規定による特別奨学生の選定について、公平かつ適正に実施するため、函館市奨学生審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 申請書類の審査に関すること。
- (2) 面接による審査に関すること。
- (3) 論文の審査に関すること。
- (4) その他奨学生および特別奨学生の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は学識経験のある者（以下「外部委員」という。）のうち委員の互選により1人を定め、副委員長はこども未来部長をもって充て、委員は外部委員（委員長に定められた者を除く。）をもって充てる。
- 3 外部委員は4人以内とし、その任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 外部委員は再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会務を代表する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査委員会の会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(会議の非公開)

第6条 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。